

～魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正に伴う～

業者登録制度の導入と手続きについて

魚沼市では令和元年7月3日に「魚沼市地下水の保全に関する条例」を一部改正いたしました。
令和元年10月1日から改正後の条例が施行されます。改正にあたって、「井戸掘削業者の登録制度」を導入することといたしました。

つきましては、10月1日以降の許可から、井戸を掘削するには業者登録を済ませていないと許可が出ません。そのため、登録の準備期間として8月より業者登録の受け付けを行います。

井戸の施工業者には一定レベルの施工技術・能力が必要なのは当然ですが、魚沼市の地下水条例の趣旨を理解し、これを遵守する事業者であることも要求されます。

井戸設置許可申請には施工業者を記載する項目があり、登録業者以外の施工業者である場合は許可できませんので、事前に登録していただきますようご案内いたします。

※ただし、公共工事であって入札により施工業者を決定する場合は、この規定を適用しません。（が、登録することを推奨します）

※降雪検知器や制御盤を取り付ける電気業者は、この規定の範囲外です。

※掘削はしなくても、揚水機の更新をする場合には、この規定が適用されます。

登録の基準

申請者が次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

- ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による2級以上のさく井技能士の資格を持つ者、又はその者を有していること。
- イ 3年以上の井戸工事の実績を持つ者、又はその者を有していること。

様式に「資格者の氏名」「資格者の合格番号」を記載する欄があります。

更に 法人事業者にあつては、次のアに該当し、かつ、イに該当しない者であること。

- ア 魚沼市建設工事入札参加資格(さく井)を有していること、もしくは小規模建設工事登録業者名簿(土木)に登録されていること。
- イ 登録を取り消され、その取消の日から4年を経過しない者

アの要件は担当部署が入札担当部署へ照会しますので資料等の添付は不要ですが、資格を有していない場合は、入札参加資格の手続きをとっていただく必要があります。

又は 個人事業者にあつては、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 登録を取り消され、その取消の日から4年を経過しない者

法人事業者でない場合は、こちらの設問にお答えください。市の入札参加資格を有している場合は、提出時にその旨教えてください。

登録の手続き

井戸施工業者登録申請書(様式第9号)に次の書類を添付して提出してください。

- ①条例を遵守する旨の誓約書（様式の裏面が誓約書になっています）
 - ②法人事業者にあつては3箇月以内に取得した登記簿謄本（法人事業者でない場合は必要ありません）
- その他、申請書に記載された2級以上のさく井技能士の資格を持つ者の確認ができる資料。

手続きした後は

申請書類を審査し、登録業者となった業者には「登録証」を交付いたします。

有効期限は4年以内です。登録申請は随時受け付けいたします。

市のホームページに「登録業者」として公表いたします。

有効期限が切れる前には、登録の更新手続きをご案内をいたします。更新手続きは初回申請と同様の手続きをしていただきます。

様式などは

市のホームページにエクセルファイルを掲載してありますので、ダウンロードしてご利用下さい。

「市HP検索ウインドウで<井戸の掘削>で検索  <井戸の掘削には許可が必要です>をクリック」

問い合わせ先

魚沼市役所 産業経済部 建設課 ☎025-799-4601
✉ kensetsu@city.uonuma.lg.jp